

平成22年度 東日本大地震山梨県対策本部

第1回本部会議

平成23年3月15日

特別会議室

1 開会

2 議事

- (1) 本県の被災状況について
- (2) 被災地への救援・支援活動について
- (3) 震災の本県への影響と対策について

3 閉会

東日本大震災山梨県対策本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災の被災地への救援・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、今後の県民生活や県下の産業経済活動への影響を最小限にとどめ、同時に、県民を挙げた節電への取り組みを活発化していくため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に、本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は知事政策局長をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 被災地への救援・支援活動に関すること。
 - (2) 東日本大震災の本県への影響と対策に関すること。
 - (3) その他必要と認められる事項に関すること。
- 2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

- 2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事会に議長を置き、知事政策局長をもって充てる。
- 4 幹事会は議長が招集し、掌理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、知事政策局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

別表1（本部会議）

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	知事政策局長
本部員	企画県民部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長 産業立地室長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2（幹事会）

議長	知事政策局長
幹事	知事補佐官 知事政策局次長 企画県民部次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 商工労働部次長 産業立地室次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官

東日本大震災山梨県対策本部の設置について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、東北地方を中心に東日本一帯を襲った激しい揺れと津波は、各地に極めて甚大な被害をもたらした。

この大震災に対し、県では、国や関係機関と連携しながら、被災地への救援・支援活動を展開しているところであるが、時間の経過とともに被害の深刻さが明らかになる中で、その復旧への道のりはもちろん、今後の社会経済の停滞が懸念されるなど、今までに我が国は国家的危機に直面している。

また、福島原発をはじめ多くの発電所が被害を受け、電力供給が逼迫する中で、3月14日より東京電力管内において計画停電が実施されることとなり、県民生活や県下の産業経済活動に大きな影響が生ずるとともに、計画停電の回避や短縮に向けては、国民を挙げた節電への取り組みが求められている。

このため、東日本大震災の被災地への救援・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、今後の県民生活や県下の産業経済活動への影響を最小限にとどめ、同時に、県民を挙げた節電への取り組みを活発化していくため、東日本大震災山梨県対策本部を設置する。